

分類	整理番号	質問	回答	備考	
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン
設計	1-1 (2023.8.30更新)	設計事務所や建設会社を選定する際の条件はあるか。	日本の建築士法による建築士でなければ、一定の建築物の設計又は工事監理をすることはできません。 また、日本の建設業法により必要な許可を有している請負業者でなければ、一定の建設工事を行うことができません。 日本の建築士法に基づく資格のある建築士事務所や建設業法に基づく許可を受けた建設会社を選定してください。	—	—
設計	1-2	仮設建築物の許可基準の内容が知りたい。	仮設建築物の許可基準の内容や手続き方法等については、大阪市のホームページをご確認ください。 また、大阪府建築士事務所協会のホームページにも関係者支援を目的とした関連情報が掲載されていますので参考にさせていただくことが可能です。 大阪市HP： https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html 大阪府建築士事務所協会HP： https://www.oaaf.or.jp/hotnews/head/expo2025%e5%a4%a7%e9%98%aa%e3%83%bb%e9%96%a2%e8%a5%bf%e4%b8%87%e5%8d%9a-%e7%94%b3%e8%ab%8b%e6%94%af%e6%8f%b4%e3%83%84%e3%83%bc%e3%83%ab/	—	—
設計	1-3	仮設建築物の許可を受けずに確認申請を行うことは可能か。	パビリオンの各敷地は建築基準法上の道路に接しないため、仮設建築物の許可を受ける必要があります。 なお、仮設建築物の許可を受けたものは、建築基準法の一部の規定が緩和されます。 仮設建築物の許可基準、手続き要領等は、大阪市のホームページをご確認ください。 大阪市HP： https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html	設計に係るガイドライン（C-03）	設計に係るガイドライン（C-03）
設計	1-4 (2023.8.30更新)	建築許可を取得するための予想される期間はどのくらいか。	標準的な審査期間は、仮設計可申請が約3か月、確認申請が35日以内です。（設計に係るガイドライン 5-4参照） これらの審査期間については、一定の条件下で、仮設計可については約1.5か月又は約2か月、確認申請については約10日に短縮可能です。（別添『仮設計可、確認申請に要する期間について』参照） 実際の審査期間については、条件等によるため、大阪市、指定確認検査機関へできる限り早い段階でご確認ください。 なお、迅速な手続きのためには、申請書の補正等にかかる速やかな対応が必要となり、その対応によっては、2.5か月以上必要となる場合がありますので、手続きを行う設計者に対してご指示をお願いします。また、迅速な審査が行えるよう必ず大阪市の事前協議を行ってください。 仮設計可、確認申請に要する期間について： https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/230228_02_faq.pdf	設計に係るガイドライン（5-4）	設計に係るガイドライン（4-4）

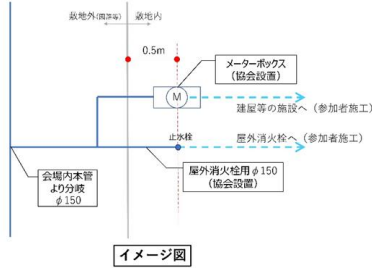
分類	整理番号	質問	回答	備考	
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン
設計	1-5	パビリオンの基本設計や実施設計の承認取得後にデザイン変更を行う際の承認に必要な期間はどのくらいか。	変更手続きについては、最大で当初承認と同じ期間が必要ですが、変更の内容が軽微であれば短縮することができますと考えています。なお、変更の内容によって、仮設計可、確認申請などの変更手続きも必要になる場合がありますので、大阪市他関係機関とも協議を行い、その期間を見込んでおいて下さい。	工事・解体ガイドライン（1-3）	工事・解体ガイドライン（1-3）
設計	1-6 (2023.9.12更新)	建築基準法に定められていない建築材料や構造方法、Eurocode・ISOなどの国際基準を基に海外で加工された部材などの輸入材料等を使いたい、どうすればよいか。	仮設建築物は、建築材料のJISやJAS等の適合義務が緩和されますが、建築基準法で品質や強度が定められていない建築材料（輸入材料等）を使用する場合は、代替の考え方や数値の妥当性を仮設計可申請時に示す必要があります。（別添「輸入材料等を使用する場合について」参照） これまでの事前相談では、EN規格の鋼材について、品質が規格で担保されていることから、EN規格で規定された値を用いて構造計算を実施することとなった事例があります。 また、建築基準法で想定していない特殊な材料を使用する場合は、通常の法定手続きとは別に、専門機関で材料の技術的な評定等が必要となります。構造部材を日本では一般的に採用されていない方法で接合するなど構造的に特殊な工法となる場合についても、組み立て場所が海外であるか日本国内であるかに関わらず、同様に専門機関での技術的な評定等が必要となります。 いずれのケースでも、できるだけ早い段階で、日本の設計者から大阪市や評価機関に事前相談を行って下さい。	大阪市HP 許可基準等に関するQ&A (No.5,6,10,10-2) https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html#QA	大阪市HP 許可基準等に関するQ&A (No.5,6,10,10-2) https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html#QA
設計	1-7	地盤の耐力が知りたい。	地盤の耐力は、協会から参加者に提供するボーリングデータ資料をご確認ください。なお、敷地ごとにボーリング調査は行っていませんので、近傍のデータを活用いただくか、必要に応じて参加者が地盤調査を実施してください。	設計に係るガイドライン付録編（1_2）	設計に係るガイドライン付録編（1_2）
設計	1-8	土壌汚染があるとのことだが、外構の計画、何か対策が必要か。	土壌汚染対策法を遵守した次のような措置が必要です。 ・3cm以上のアスファルト又は10cm以上のコンクリート等により地表を覆う。 ・舗装がない場合は50cm以上の汚染されていない購入土等により地表を覆う。	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版） 環境省HP： https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版） 環境省HP： https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html
設計	1-9	D.L.はT.P.やO.P.と比べてどのような高さか。	D.L.はO.P.よりも0.43m高く、T.P.よりも0.87m低い基準面です。 したがって、D.L.値とO.P.値、T.P.値の関係は、次のとおりです。 D.L.値＝O.P.値－0.43m D.L.値＝T.P.値＋0.87m	—	—
設計	1-10	深さ2.5mを超える掘削は可能か。	会場エリアには、地表からおおよそ2.5m以深に固化盤（埋立工事のために地盤を固化した層）が存在することを考慮し、掘削可能深さを2.5m以内と定めています。 掘削可能範囲は地表面から原則2.5m以内ですが、杭の施工のための削孔及び親杭横矢板工法による山留の親杭設置は可能です。 なお、シートパイルの施工等により連続して固化盤を損傷した場合、支持力への影響、大きな建物荷重による部分的な陥没（不同沈下）などの懸念があります。	—	—

分類	整理番号	質問	回答	備考	
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン
設計	1-11	建築物の沈下を抑制するためには、どのような方法が考えられるか。	建物基礎部の排土重量が建物重量よりも軽い場合、新たな上載荷重による地盤沈下が生じるおそれがあります。埋立粘土層の圧密による地盤沈下を防止するため、建築による新たな上載荷重を加えない基礎形式として浮き基礎を推奨しています。 例えば、建物単位荷重4tf/m²程度で、土の湿潤単位体積重量が1.8tf/m³程度とすると、2.5m程度掘削（排土重量1.8tf/m³×2.5m=4.5tf/m²程度）することで浮き基礎での建築が可能と考えられます。 また、杭基礎とする場合、杭先端の支持層で建築物を支持することにより、沈下を抑制することもできますが、杭の引き抜きが可能な工法とする必要があります。	設計に係るガイドライン付録編（1_5）	設計に係るガイドライン付録編（1_5）
設計	1-12	セットバックの目的は何か。また、制限の対象となるものは何か。	設計に係るガイドラインに規定される主動線側のセットバック制限は、来場者の待機スペース確保や大屋根（リング）からの延焼防止を図るための離隔確保、会場全体の景観上の配慮を目的に設けているものです。 陸地側・背面側のセットバック制限は工事中の作業空間の確保等を目的としています。 セットバック制限は基本的に建築基準法上の建築物が対象です。ただし、基礎など地盤面下の部分や側溝は対象外です。 建築物にあたらぬ日除け（パーゴラやパラソル等）やその他の工作物は原則としてセットバックエリア内に設置が可能ですが、景観等に大きな影響があることが想定される場合は、個別に設置可否を判断します。	設計に係るガイドライン（3-2-1）	設計に係るガイドライン（2-2-1）
設計	1-13	展示物には大量の電力や水が必要となることが想定されるが、各館が利用可能な容量の設定はあるか。その上限は変更可能か。	電力や水、冷水は、プロットシートに記載の容量の範囲内で設計してください。 各敷地の電力供給量は、過去博の事例等を参考に敷地面積に応じて算定しています。会場全体で供給できる電力量は限られているため、基本的に各敷地の供給量を増やすことはできません。	設計に係るガイドライン（4_パビリオンプロットシート）	設計に係るガイドライン（3_パビリオンプロットシート）
設計	1-14	津波の影響に備えてパビリオンを設計する要件はあるのか。	会場の計画地盤高さは海面から概ね10mの高さとなっており、高潮や予想される津波の高さ（約5.4m）から余裕を持った高さを確保しています。	—	—
設計	1-15	BIMデータはどのように活用するのか。	BIM用途については「パビリオンタイプA（敷地渡し方式）のためのBIM要件」2.3に記載のとおりです。実施の目的及び活用については、参加者においてご検討ください。 開催者は、会場デザインやシミュレーション、バーチャル万博の3Dデータ作成、リユース等の検討に活用することを考えています。また、参加者がどの程度BIMを用いた取り組みを行っているかを包括的な記録として残すことを検討しています。	BIM要件（2.3）	BIM要件（2.3）

分類	整理 番号	質問	回答	備考	
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン
設計	1-16 (2023.8.30更新)	BIMデータによるパビリオンのモデル作成において、意匠、構造、外構、設備、全てのデータが必要か。	基本設計では、意匠、構造、外構のデータを提出いただきます（設備は任意）。実施設計では、設備を含めたデータを提出いただきます。（BIM要件7.2参照） なお、BIM要件にモデルの作成における「表現するオブジェクトの“目安”」を記載していますが、初めてBIMを作成する方等に参考としていただくために例示しているものであり、どこまでオブジェクトを表現するかは、参加者の判断となります。実施設計時の「基本設計の目安に加え、必要な情報を追加」についても、個々の状況に応じて参加者が判断してください。また、詳細度については、実施設計時にはLOD300は目標値としていますが、LOD200以上のデータでも可とします。（個々の状況に応じて参加者が判断してください。） ※ BIM要件7.2の各表において、実施設計段階で「必須」と表示しているのはBIMデータ自体の提出のことであり、実施設計欄に記載の詳細度（LOD300）が必須という意味ではありません。	BIM要件（7.2）	BIM要件（7.2）
設計	1-17 (2023.5.23追加)	IFCデータの提出は必須か。	BIM要件では提出データのファイル形式としてRevit及びIFC形式のファイルの提出を求めています。BIM要件に沿ったRevitデータを提出いただく場合、IFC形式のデータが無くても差し支えありません。 なお、Revitデータにおいて形状が正しく表示されないなどの不備がある場合、IFCデータの提出をお願いする可能性があります。	BIM要件（5.2）	BIM要件（5.2）
設計	1-18 (2023.5.23追加)	耐火性能の規定は緩和されるか。	仮設建築物の許可を受けたものは、建築物に求められる耐火性能の規定が緩和されます。 なお、許可を受けた場合に緩和される規定については、大阪市のホームページでご確認ください。 大阪市HP（法第85条第6項及び第7項による緩和項目一覧表）： https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html	—	—
設計	1-19 (2023.5.23追加)	仮設許可申請、確認申請の手数料の減免はあるか。	減免はありません。	—	—
施工	2-1 (2023.9.12更新)	パビリオンタイプA（敷地渡し方式）の工事・解体に係るガイドラインに「建築作業：2024年7月13日までに完了」「内部の改装と最終仕上げ作業：2025年1月13日までに完了」とあるが「建築作業」の工事内容を確認したい。	2024年7月13日の「建築作業完了」については、構造体に関わる建築作業の完了目安とお考えください。 2025年1月13日は、内部改装と最終仕上げ作業を完了する目安とお考えください。なお、工事が完了する前に展示品の設置を行う場合は、原則、建築基準法に基づく仮使用の手続きが必要となりますので、大阪市と事前協議を行ってください。	工事・解体ガイドライン（1-2）	工事・解体ガイドライン（1-2）
施工	2-2	会場内の工事調整・進捗管理方法について確認したい。	会場内各工事の工事調整・進捗管理は連絡調整協議体において実施する方向です。 ただし、各パビリオン個別の進捗管理は参加者が行う必要があります。	工事・解体ガイドライン（2-5-1）	工事・解体ガイドライン（2-5-1）
施工	2-3	「連絡調整協議体」の具体的な参加要件は。	参加者及びその請負業者は、自らの敷地が該当する「工区連絡調整協議体」に属することになります。 工事開始許可申請の際に連絡調整協議体参加届を提出してください。	工事・解体ガイドライン（2-1-1）	工事・解体ガイドライン（2-1-1）

分類	整理 番号	質問	回答	備考	
				公式参加者（参加国等）	民間パピリオン
施工	2-4 (2023.8.30更新)	敷地内で工事を実施するにあたり、共通で利用する工 用仮設等について費用負担が必要か。	会場内の共用可能な工費用仮設に要する費用（車両管理 システム、入退場管理システム（顔認証）、タイヤ洗浄 設備、給水スポット等）については、参加者またはその 請負業者に対して負担を求めない方向です。	工事・解体ガイドライン（C- 023、C-073、C-085、C-098、C- 042、4-2等）	工事・解体ガイドライン（C- 023、C-073、C-085、C-098、C- 042、4-2等）
施工	2-5 (2023.8.30更新)	夜間及び休日作業を行うことができるか。	作業は原則として8:00～18:00とし、土日は休日、月～ 金の祝日は稼働日としています。夜間及び休日（土日） にやむを得ず工事を行う場合は、会場全体施工ルールに 定める作業時間延長等（休日作業）申請書を工区統括施 工者に提出してください。 また、各工区の入場ゲートの警備員延長費用等の費用負 担が必要となります。	工事・解体ガイドライン（C- 068、069、5-2、G-014）	工事・解体ガイドライン（C- 068、069、5-2、G-014）
施工	2-6 (2023.8.30更新)	工事作業員の会場へのアクセスについて教えて欲しい。	統括施工者が工事関係者等用の通勤バスを導入してい ます。工事期間中の通勤バスの利用料金については、公共 交通機関のバス運賃などとする方向で検討しています。 なお、公共交通機関のバスも運行していますが、運行本 数等は限られます。また、車両で通勤する人のため、バ ス乗車場に近接して駐車場（有料）を設置しています。	工事・解体に係るガイドライン （2-5-1）	工事・解体に係るガイドライン （2-5-1）
施工	2-7 (2023.9.12追加)	相当量の工具を持ち運ぶ場合、会場へ車両で通勤す ることは可能か。	道具や資材等を積載した通勤車両は、通行許可を得て、 会場内への乗り入れが可能です。	工事・解体に係るガイドライン （2-5-1）	工事・解体に係るガイドライン （2-5-1）
施工	2-8	請負業者の工事事務所はどこに設置すれば良いのか。	参加者の工事現場事務所や作業員休憩所等の工事仮設建 物は必要に応じて自らの敷地内に設置してください。	工事・解体ガイドライン（2-2-2）	工事・解体ガイドライン（2-2-2）
施工	2-9	工事・解体に係るガイドライン（2-2-1_C-033）に記載 のフェンスの高さは、最低限必要なものか。 例えば、金網フェンスやウッドパネルなどで設置する ことは可能か。	仮囲いの高さは最低でも1.8m以上必要です。 金網フェンスやウッドパネルでも問題ありません。	工事・解体ガイドライン（2-2-1）	工事・解体ガイドライン（2-2-1）
施工	2-10 (2023.8.30更新)	工事中、現地で提供されるユーティリティは何か。開催 者が整備するインフラ（下水道、雨水排水、水道、電 気、通信）はいつ供給開始されるのか。	開催者が各敷地までインフラを整備するまでの期間は、 必要なインフラは自ら手配していただく必要がありま す。 また、工費用電気は発電機を自ら手配してください。な お、発電機については、バイオ燃料等環境に配慮した燃 料の活用が望ましいと考えます。 工費用上水は工区統括施工者により各工区毎に給水ス ポットを設置していますので、当該給水スポットから用 水を調達してください。工費用排水は工区統括施工者の 指示に従い排水するようにしてください。 なお、各本設インフラの提供予定は次のとおりです。 ・上水道 2025年1月供給開始予定 ・下水道（汚水）2025年1月供給開始予定 ・下水道（雨水）2024年7月供給開始予定 ・電気 2024年7月供給開始予定 ・通信 2024年10月供給開始予定 ・冷水 2024年12月供給開始予定	工事・解体ガイドライン（2-2-4）	工事・解体ガイドライン（2-2-4）
施工	2-11	使用するクレーンの種類に制限はあるか。	クレーンの種類に制限はありません。参加者（請負業 者）にて施工計画の検討をお願いします。	—	—

分類	整理 番号	質問	回答	備考	
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン
施工	2-12 (2023.8.30更新)	建設発生土の搬出先はどこか。 また、建設発生土を埋戻しに使用できるか。	会場予定地は土壤汚染対策法における形質変更時要届出区域に指定されています。掘削土は汚染土扱いとなるため、建設発生土は協会が指定する会場予定地内の処分場所に埋処分する必要があります。 敷地から会場予定地内の処分場所に搬出した建設発生土を、再度敷地内に持ち込むことはできませんが、参加者の敷地内に仮置きした掘削土は埋戻しに使用することができます。 建設発生残土の仮置き場が必要であれば、敷地内で確保してください。	工事・解体ガイドライン（2-2-6）	工事・解体ガイドライン（2-2-6）
施工	2-13	パビリオンを撤去する際の条件は。 何かを存置しておくことはできるか。	すべての建造物（地上及び地盤面下）を撤去していただく必要があります。	設計に係るガイドライン（3-5-2） 及び工事・解体に係るガイドライン（8）	設計に係るガイドライン（2-5-2） 及び工事・解体に係るガイドライン（8）
施工	2-14	敷地の原状回復は、どのように行えばよいか。	解体撤去後は擦り付け程度の復旧とし、会場外からの搬入土による埋戻しは不要です。	工事・解体ガイドライン（8-6）	工事・解体ガイドライン（8-6）
施工	2-15 (2023.9.12更新)	パビリオン整備において、監理技術者の兼任は可能か。	パビリオンが集合して形成するエリアの建設については、万博の特殊性を踏まえれば、会場全体が不可分なものと考えられることから、これらのパビリオン整備を一体のものと捉え、建設業法上求められる監理技術者等の専任に関して、複数の工事について同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することが可能です。 その際、工事元請会社が適切な施工管理が可能と判断することを前提に、関係するすべての発注者から同一工事として取り扱うこと、同一の監理技術者が複数工事全体を管理することについて書面により承諾を得る必要があります。	工事・解体ガイドライン（9-1）	工事・解体ガイドライン（9-1）
施工	2-16 (2023.8.30更新)	大屋根（リング）内側の敷地においても工事動線は確保されるのか。	会場内の園路やサービス動線が、工事動線となります。会場全体施工ルールの添付書類3として共通仮設道路計画図を掲載していますのでご参照ください。また、よくあるご質問（FAQ）の別添資料「工事動線について」を確認してください。 なお、工事動線は、多数の工事が同時進行することによる作業調整や工事の進捗により変動します。また、具体的な調整は、連絡調整協議体で行います。 会場全体施工ルール： https://www.expo2025.or.jp/association/maintenance/news-20230428-03/	工事・解体ガイドライン（2-1）	工事・解体ガイドライン（2-1）
施工	2-17 (2023.5.23追加)	繁忙期に工事車両の制限はあるか。	車両管理システムを導入し、通行の事前許可を行うことで、渋滞が予想される場合などに車両通行量の平準化を図ります。	工事・解体ガイドライン（2-1）	工事・解体ガイドライン（2-1）
施工	2-18 (2023.8.30追加)	工事期間中、建設資材の保管場所はあるか。	工事期間中に建設資材を保管できる倉庫はありません。参加者の施工に必要な資材は自らの敷地内で資材置き場等を確保してください。なお、関係する施工者や工区統括施工者、関係者と調整し、場所が確保できる時は、敷地外に建設資材を一時保管していただける場合があります。	工事・解体ガイドライン（2-4）	工事・解体ガイドライン（2-4）
施工	2-19 (2023.8.30追加)	各工区の施工ヤードに駐車場や工事車両の待機スペースはあるのか。	各工区の施工ヤードには、駐車場や工事車両の待機スペースはありません。自らの敷地において確保してください。なお、工事車両については、関係する施工者や工区統括施工者、関係者と調整し、場所が確保できる時は、敷地外に一時的に利用していただける場合があります。	工事・解体ガイドライン（2-5-3）	工事・解体ガイドライン（2-5-3）

分類	整理番号	質問	回答	備考	
				公式参加者（参加国等）	民間パビリオン
施工	2-20 (2023.8.30追加)	屋外消火栓用の給水の引き込みはどのようにしているか。	屋外消火栓用の給水は、下図のとおり開催者が敷地内まで引き込みます（屋外消火栓使用時 最低圧力 0.4Mpa）。（イメージ図参照）  イメージ図	工事・解体ガイドライン（3-1-1）	工事・解体ガイドライン（3-1-1）
施工	2-20 (2023.8.30追加)	開催者は、海水を利用して各参加者の敷地に空調用の冷水を供給すると聞いたが、どのように冷水を製造するのか。	開催者は、空調用の冷水を製造する熱供給処理施設4か所の内、海に近い2か所の施設で海水を取水して、空調用の冷水と（熱伝導による）熱交換を行います。（直接、空調用の冷水に海水を用いる訳ではありません。）なお、空調用の冷水には、水道水に有害物質を含まず配管を腐食させないための防錆剤や珪藻類の発生を抑制する殺藻剤、レジオネラ菌等の発生を抑える殺菌剤等が含まれます。	工事・解体ガイドライン（4-2-7）	工事・解体ガイドライン（4-2-7）